

大熊町社会福祉協議会 中期ビジョン

～ともに暮らせる福祉社会を目指して～
(平成 29 年度～平成 31 年度)



平成 29 年 2 月



大熊町社会福祉協議会

はじめに

町民の皆様には、日頃より本会の事業推進にひとかたならぬ御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成23年3月11日発災の東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故が重なり、故郷大熊町より避難をさせられ、早6年が経とうとしております。

その間、行政や様々な関係機関・団体と連携し、これまでの生活環境と大きく変わった町民支援の一助として「生活支援相談員」を配置し、安否確認・福祉課題の解決を図り、少しでも「安心・安全」に生活できるよう見守り活動を行って参りました。

当初、5年は戻らない町の考え方でありましたが、その5年も経過し来る平成31年春には現在の「避難指示解除準備区域・居住制限区域」の解除に向け復興計画を整えている状況であります。

そうした状況に合わせ、本会として『ともに暮らせる社会福祉を目指し、誰もが人々のつながりを感じることができる、地域社会づくりに貢献する』を基本理念（平成26年4月1日制定）として業務の運営を進めております。

しかし、震災・原発事故から5年以上が経過、町民が抱える生活課題も多様化する中で、震災後継続してきた活動にも行き詰まり感が出て来ております。これから、社協が組織として業務遂行能力を高め、多様化する町民ニーズに適切に対応していくことが必要です。

それらに応えるため、アンケートや生活支援相談員の訪問活動等から得た町民ニーズを基に平成29年度から今後3年間の「中期ビジョン」を策定いたしました。

本計画は、当協議会にとっては初めての計画策定であることから関係機関の御支援、ご協力を受けながら町の復興計画との整合性を図った計画となっております。

今後は、避難先・避難元いずれの地でも支え合いの生活支援活動をさらに推進して行くため、一つでも多くの町民の皆様の“声”を発掘し、多様な生活課題に対し、私たちは今、何ができるのか、改めて共に考え、多くの声を得て「自立の道」が歩めるよう、関係機関・団体との連携の強化を図りながら、当該ビジョンを定期的に検証し目指すゴールの3年後に成果を挙げられるよう努めるとともに、5年先・10年先と時を経て、大熊町に帰還された住民の一人ひとりが福祉活動の担い手となり、人・地域の“輪”をつなぎ、つながりあえるよう取り組んで参ります。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言を賜りました。保健・福祉等の関係機関・団体や事業者の皆様にご心より厚く御礼申し上げます。

平成29年2月

社会福祉法人 大熊町社会福祉協議会
会 長 渡 部 正 勝

大熊町社会福祉協議会中期ビジョン ～ともに暮らせる福

『大熊町社会福祉協議会中期ビジョン』は、大熊町社会福祉協議会が今後3年間（平

1. 基本理念・基本目標・基本方針

● 基本理念

ともに暮らせる社会福祉を目指し、誰もが人々のつながりを感じることができる地域社会づくりに貢献する

● 基本目標

- 町民一人ひとりが、生き生きとした生活が出来るよう支援する
- 町民同士がつながりを感じられ、支えあう環境づくりを推進する
- 常に町民の立場に立ち、福祉サービスの質の向上を図る

● 基本方針

- 避難生活によって、多様な生活課題を掲げるすべての人に対し、良質な福祉サービス提供とともに、自己決定を基本とした適切なサービス利用を支援する体制整備を進めます。
- 新たなコミュニティ形成や見守り活動、心身の健康づくり等の支援のため福祉、保健、医療、教育等の多彩な組織、機関等との連携、協働によるネットワークづくりを進めます。
- ボランティア活動の振興、NPO・ボランティア活動との連携、支援を図り、協働による住民体制の地域づくりを進めます。

3. 大熊町社協の町民支援における現状と課題

大熊町社協では、東日本大震災に伴う避難開始以降、福島県内を中心に相談事業、サロン事業、生活支援相談員事業等を、行政や支援団体等の協力を得ながら進めてきました。

しかし、震災から5年以上が経過し、町民が抱える生活課題も多様化する中で、震災後に継続してきた活動に行き詰まり感が出てきています。これから、社協が組織として、専門性や業務遂行能力を高め、多様化する町民ニーズに適切に対応していくことが必要です。

● 町民支援の現状（抜粋）

生活支援相談員による見守り活動	<ul style="list-style-type: none">● 自立再建した世帯が増加し訪問を希望しない世帯もある● 各世帯の状況が複雑化し、訪問時の会話だけでは問題に気づけないことも多い
町民交流のサロン開催	<ul style="list-style-type: none">● 既存のサロンでは参加者減少や固定化の傾向● 一部では町民による自主的な交流イベントが開催
社協の取組み広報	<ul style="list-style-type: none">● 月2回広報誌なごみを発行し郵送
社協の体制	<ul style="list-style-type: none">● いわき市、南相馬市、郡山市、会津若松市の4か所に事務所配置し事業運営● 社協職員43名のうち、生活支援相談員の増加により臨時職員が32名と多い

● 町民支援にお

① 復興拠点の

- 大川原復興拠点

② 各世帯の複

- 避難先で住居や経済的な困窮

③ 町民の孤独

- 町民同士が避難先での交流やコミュニティとの交流

④ 町民に対す

- 町民が必要に

⑤ 社協が担っ

- 大熊町内や避難先での機能の代替が難

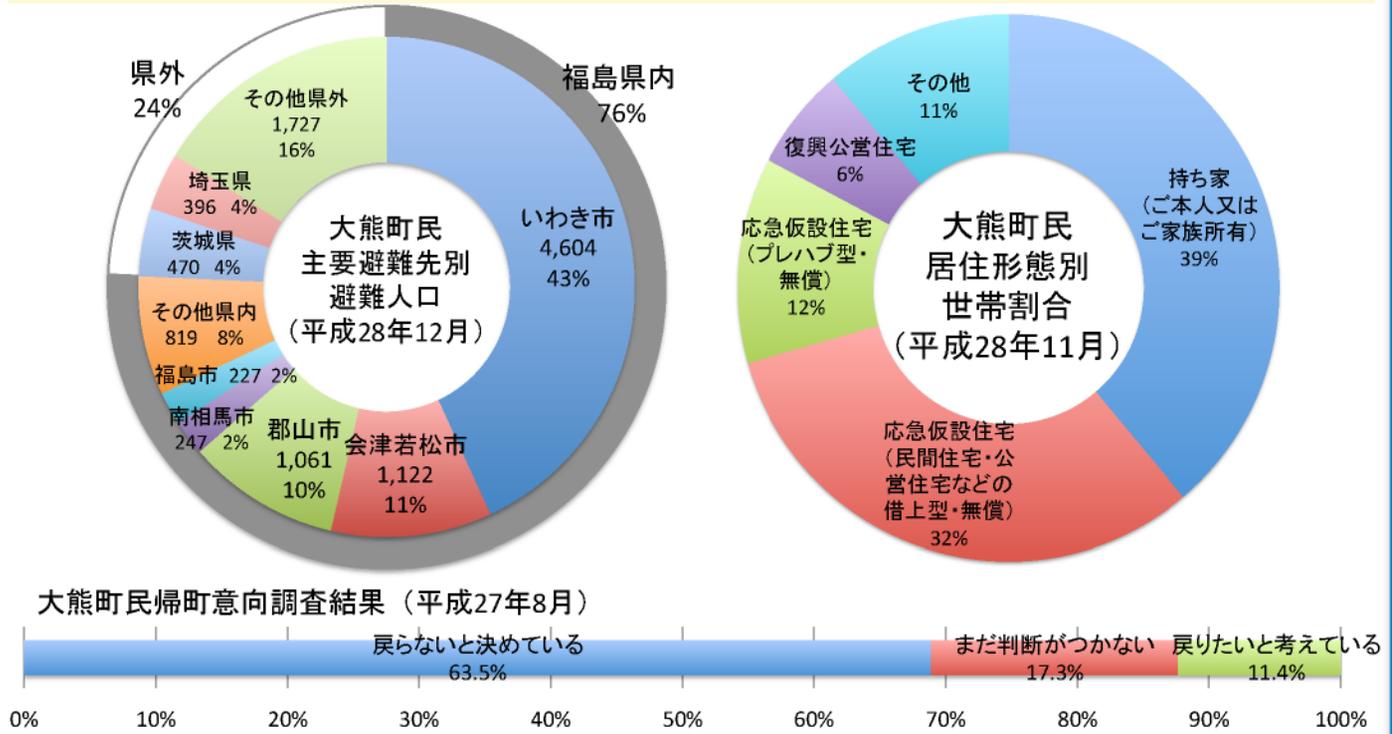
⑥ 町民ニーズ

- 社協の活動拠点が不十分である

(平成29年度～31年度)の施策、目指すゴール、具体的な進め方を示すものです。

2. 町民の避難状況

- 全町民の8割弱が福島県内に避難しており、4割強がいわき市に居住しています。
- 居住形態としては、持ち家と応急仮設住宅がそれぞれ4割弱となっています。
- 帰町意向は「大熊町に戻りたい」と考えている町民が約1割となっています。
- 大熊町としては、平成30年度内に大川原地区に役場庁舎を開設予定ですが、町民の多くは避難先での生活を継続するものと想定されます。



における課題

拠点の居住者に対する福祉サービスの提供

拠点における他の避難先同様の福祉サービスの提供や町民同士の交流促進が必要です。

生活の複雑化する課題への対応

住居や仕事を得て自立した生活ができる町民がいる一方、未だに疎外感・孤立感を訴える町民や、困窮に不安を感じる町民もおり、町民の生活状況の二極化を踏まえた個別対応が必要です。

孤立化を防ぐコミュニティの構築

避難先でもつながり、気兼ねなく話せる人間関係があることや、町民同士や避難先コミュニティを通じて、生きがいを感じて前向きに暮らせるようにサポートすることが必要です。

町民に対する社協の活動の理解促進

町民に応じて社協のサポートを受け、社協が円滑に活動を推進できるよう周知することが必要です。

町民が担ってきた福祉サービス事業等の継続

避難先の各拠点で提供してきた外出支援サービスや配食サービス、生活困窮者等への貸付金等が難しい社協サービスを受けている町民に対するサービス継続が必要です。

ニーズに応えるための事業体制の構築

各拠点が各避難先に分散しており、各拠点における事務局体制や事業のマネジメントの一元化が図れないことから、業務を円滑に進めるためのシステム構築や、活動を支える職員の確保が必要です。

4. 施策および3年後に目指すゴール

① 町内拠点における福祉サービス機能確保

大熊町に帰還する町民（主に元気な高齢者を想定）に対して、生活支援相談員による見守り活動、高齢者等サポート拠点によるサロン開催、配食サービス及び外出支援サービスといった、現在避難先で提供している地域福祉サービスを実施する。

【3年後に目指すゴール】

- ・ 大熊町に社協本部機能が移転し、業務再開できていること
- ・ 帰還世帯に全戸訪問できていること
- ・ 支援を必要とする町民に介護予防サロン、配食サービス、外出支援サービス等の提供ができていること

復興拠点（大川原地区）土地利用計画図



④ 社協活動の情報提供の継続

社協の提供する福祉サービスについて町民が知り、必要に応じて支援を自主的に受けられるようにするため、町民への社協の活動の情報提供を継続する。

【3年後に目指すゴール】

- ・ 広報紙（なごみ）等を通じた町民への情報提供が継続されていること
- ・ 社協の活動について町民が知り、必要に応じて社協の支援を利用できるようになること

② 町民の見守り活動 ～生活支援相談員活動～

健康不安・自立再建不安の解消への訪問等により要支援者を把握。必要な場合は、町民の個別ニーズ（ニーズ）を行う。

【3年後に目指すゴール】

- ・ 町民の訪問を継続し要支援者を把握していること
- ・ 主担当-副担当による支援態勢に応じて行政や関係機関に働きかけられていること
- ・ 大熊町と社協との情報共有が実現していること

③ 孤立化防止のための町民見守り活動

大熊町や避難先の行政機関・町民に寄り添い、「そこに行けば何とかできる」という意識を有する場の確保と、町民が安心して暮らすための支援を行う。

【3年後に目指すゴール】

- ・ 町民が悩みごとを気軽に相談できる場を確保していること
- ・ 町民が気兼ねなく話せる場を確保していること
- ・ 町民が避難先等に、コミュニケーションがとれていること

⑤ 社協が担う福祉関連事業や団体活動の継続

避難状況が長期化する中、これまで社協が担ってきた福祉関連事業や福祉団体の活動支援について、事業の見直しつつ、継続する。

【3年後に目指すゴール】

- ・ 外出支援、配食及び貸付金等のサービス先町のニーズに応じて提供できること
- ・ 活動を行う福祉団体については、自主的に活動ができること
- ・ 活動休止中の福祉団体については、活動再開の意思がある場合に、支援を行うこと

活動事業～

の解消と孤立化防止を図るため、町民を把握した上で、専門的なノウハウがニーズに対してコーディネート（つな

援者を把握できていること

態勢を構築し、町民のニーズを必要に繋ぎ、必要に応じアフターフォローが

有がスムーズに行われていること

大熊町民



町民の抱える課題やニーズの把握

大熊町社協
(生活支援相談員)



介護・医療・法律等の専門家へのつなぎ

専門家



生活支援相談員の役割イメージ

町民同士のネットワーク形成

関・社協とも連携し、町民が気軽に立ち回れる」と思えるような総合相談機能が気兼ねなく話せるコミュニティづ

相談できる場があること

場としてのサロンが実施されること

コミュニティに馴染むきっかけが提供でき



町民交流イベント

活動支援の継続

協が担ってきた福祉事業や支援の内容

ビスについて、避難生活再開の意思が確

社協が活動支援で

⑥ 町民ニーズに応える組織体制や事業運営方法の確立

変化する町民の避難状況や支援の必要状況に応じ、社協の人材資源の能力向上と人員の適切配置が行われ、組織の力が存分に発揮できる仕組みを整える。

【3年後に目指すゴール】

- ・ 毎年事業の検証を行い、次年度の事業計画に職員の声や町民のニーズが反映できること
- ・ 各連絡所における見守り活動（生活支援相談員）や相談業務等の基本フローの共通化により、業務遂行を円滑に進められること
- ・ 社協職員がそれぞれの専門性や能力を高め、大熊町の福祉サービスの質的向上が図られること

目次

第1章	「中期ビジョン計画」の背景と目的	1
第1節	中期ビジョン計画の必要性	1
(1)	背景	1
(2)	ビジョンの必要性	3
第2節	「中期ビジョン計画」の位置づけ	4
(1)	中期ビジョン計画との関連計画	4
(2)	「中期ビジョン計画」と他の諸計画との関係性	5
第2章	基本理念、基本目標、基本方針	6
(1)	基本理念	6
(2)	本計画の基本目標	6
(3)	基本方針	6
第3章	現状と課題	7
第1節	大熊町社協が実施してきた事業の状況	7
(1)	日常生活自立支援事業（あんしんサポート）	7
(2)	避難者支援事業	7
(3)	生活支援相談員配置事業	7
(4)	生活支援ボランティアセンター運営事業	8
(5)	心配ごと相談事業	8
(6)	貸付金事業（生活福祉資金貸付事業・生活援助資金貸付事業）	8
(7)	高齢者等サポート拠点管理運営事業	9
(8)	共同募金・赤十字・福祉団体の活動支援	10
(9)	広報	11
第2節	福祉に関連する現状	12
(1)	町民の避難状況	12
(2)	町民の生活状況	13
(3)	社協の活動	15
(4)	社協の体制	15
(5)	期待される役割	16
第3節	町民支援に関する課題	17

第4章	3年後に目指すゴールと施策	19
第1節	今後3年間の施策	19
(1)	大熊町復興拠点における福祉サービス機能確保	19
(2)	町民の見守り活動 ～生活支援相談員活動事業～	22
(3)	孤立化防止のための町民同士のネットワーク形成	25
(4)	社協活動の情報提供の継続	27
(5)	社協が担ってきた福祉サービス事業の実施	28
(6)	町民ニーズに応える組織体制や事業運営方法の確立	30
第2節	地域別の施策の考え方と3年後に目指すゴール	32
(1)	大熊町内（復興拠点（大川原地区））	32
(2)	いわき拠点	32
(3)	中通り拠点	32
(4)	会津拠点	33
(5)	県外地域	33
第5章	事業推進体制	34
第1節	事業推進体制に係る方針	34
(1)	組織体制の強化及び職員の質の向上	34
(2)	支援サービスの充実と質の向上	34
(3)	町民へのアウトリーチおよび町民支援のアフターフォローが 確実にできる態勢構築	35
第2節	組織体制	36
(1)	現在の組織体制	36
(2)	今後の組織体制	37

第1章 「中期ビジョン計画」の背景と目的

第1節 中期ビジョン計画の必要性

(1) 背景

① 東日本大震災と東京電力(株)福島第一原子力発電所事故発生以降の避難状況

東京電力(株)福島第一原子力発電所（以下、「第一原発」という。）は、昭和46年（1971年）に大熊町に運転を開始し、多くの住民が関連する事業に従事していました。平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災および第一原発の事故により、大熊町は、全域が避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）に指定され、当時約11,505人の全町民が避難を強いられました。

大熊町の人口の96%が居住していた地域が帰還困難区域に指定されたため、当初大熊町は、「5年間は帰還しない」としていました。復興に向けた明確な時間軸を示すことが困難な状況にあります。

事故直後は田村市に、その後、会津若松市に行政機能を移転。さらに、平成23年（2011年）4月には、いわき連絡事務所を開設し（平成25年（2013年）12月にいわき出張所に格上げ）、多くの町民が避難するいわき市への行政サービスの強化を行いました。

社協としても、平成23年（2011年）3月12日の避難指示により、田村市から行政の会津若松市移転とともに、4月5日会津若松出張所を設置。同年11月にいわき連絡所を開設し、平成24年（2012年）12月に二本松市に中通り連絡所を開設、更には、平成28年（2016年）4月に相馬事業所を開設しています。

社協本部は、大熊町民の人口移動等の状況に応じて、平成28年（2016年）4月にいわき市に移転しました。

なお、避難時には、嘱託を含め14人だった職員は、平成28年（2016年）12月1日現在で48人と、3倍以上に増加しています。

② 人口移動

県内には7割以上の町民が避難していますが、平成23年（2011年）9月時点では、仮設住宅が整備され、役場が設置されていた会津若松市への避難者が多くありました。その後、いわき市内に仮設住宅が整備されたこと、大熊町に近いことや就労面での需要が多いこともあり、人々が会津若松市からいわき市に徐々に移動し始め、現時点ではいわき市への避難者が最も多くなっています。

表 1 県内・県外避難状況の推移表（単位：人）

<都道府県別（上位 10 位まで）>

避難先県名		平成 25 年 12 月 1 日	平成 26 年 12 月 1 日	平成 27 年 12 月 1 日	平成 28 年 12 月 1 日	全町民の割 合 (%)
1	福島県	8,297	8,248	8,193	8,080	75.74
2	茨城県	386	408	459	470	4.41
3	埼玉県	389	402	402	396	3.71
4	東京都	319	308	290	282	2.64
5	千葉県	248	237	241	243	2.28
6	新潟県	282	267	241	226	2.12
7	宮城県	163	183	189	196	1.84
8	栃木県	169	178	186	189	1.77
9	神奈川県	225	201	178	172	1.61
10	群馬県	113	103	85	85	0.80
総 計		10,951	10,869	10,772	10,668	

<県内市町村別（上位 20 位まで）>

県内市町村名		平成 25 年 12 月 1 日	平成 26 年 12 月 1 日	平成 27 年 12 月 1 日	平成 28 年 12 月 1 日	県内避難者 の割合 (%)
1	いわき市	3,295	4,211	4,479	4,604	56.98
2	会津若松市	2,318	1,918	1,457	1,122	13.89
3	郡山市	917	927	1,017	1,061	13.13
4	南相馬市	194	207	232	247	3.06
5	福島市	225	232	231	227	2.81
6	相馬市	83	91	96	97	1.20
7	須賀川市	60	76	93	96	1.19
8	白河市	63	73	72	74	0.92
9	田村市	67	61	59	61	0.75
10	喜多方市	95	80	55	51	0.63
11	広野町	15	28	36	50	0.62
12	三春町	25	30	47	50	0.62
13	二本松市	43	48	44	39	0.48
14	本宮市	30	35	33	35	0.43
15	大玉村	27	24	25	32	0.40
16	新地町	10	18	23	27	0.33
17	会津美里町	23	25	28	23	0.28
18	矢吹町	22	20	15	20	0.25
19	会津坂下町	16	20	22	19	0.24
20	西郷村	34	22	20	18	0.22
総 計		8,297	8,248	8,193	8,080	

（出典：大熊町社協）

③ 町としての決断

第一原発の事故に伴う除染廃棄物を保管する中間貯蔵施設について、県と大熊町（及び双葉町）は、廃棄物の搬入を受け入れる方針を決め、平成 27 年（2015 年）2 月、環境省を含めた 4 者による安全協定が締結されました。その内容は、同年 3 月 2 日の大熊町議会全員協議会にて、搬入の受け入れを判断した旨、町長より報告されました。

一方で、国を挙げての浜通りの復興を推進する動きに加え、大熊町では、今後の大熊町内の放射線量がどのように変化していくかを予測し、中長期的に町土をどのような時間軸で再生していくかを描いた『大熊町復興まちづくりビジョン』を平成 26 年（2014 年）3 月に策定しました。同ビジョンでは、居住制限区域内の大川原地区への居住環境整備を平成 30 年度（2018 年度）と想定しています。

④ 大熊町復興拠点

まちづくりビジョンにおいては、大川原地区の南端に位置する約 39ha の面積を「大熊町復興拠点（大川原地区）」として位置づけ、諸機能が集約したコンパクトな市街地を整備することとし、居住人口規模は、帰還される町民が約 1,000 人、町外からの住民が（研究者や施設従事者等）約 2,000 人程度と想定されています。

(2) ビジョンの必要性

東日本大震災及び第一原発事故以降の大熊町民人口の移動、新たに下された大熊町の決断等を踏まえ、状況や課題が変化しています。その他、復興公営住宅等への移動など、居住形態の変化に伴う課題の変化もある中、町民は益々、いつ帰町できるか？いつ帰町するか？という、難しく、厳しい判断を迫られています。

そこで、大熊町では、平成 27 年 3 月（2015 年）に大熊町第二次復興計画を策定し、「避難先での安定した生活」と、「将来的に帰町を選択できる環境の実現」にかかる方向性を示しました。長年、大熊町民に対する社会福祉、地域福祉のサービスを実施してきた社協としても、福祉の観点から、これからどのように、町民に対して「避難先での安定した生活」と、「将来的に帰町を選択できる環境の実現」を図るのか、中期的な方向性を示すことが求められている中、具体的な施策を実行するための方針を策定することにしました。

第2節 「中期ビジョン計画」の位置づけ

(1) 中期ビジョン計画との関連計画

大熊町は平成 24 年（2012 年）に「大熊町第一次復興計画」、平成 26 年（2014 年）3 月に「大熊町復興まちづくりビジョン」を、翌平成 27 年（2015 年）3 月には「大熊町第二次復興計画」を公表しました。

① 「大熊町復興まちづくりビジョン」

平成 24 年（2012 年）に策定された「大熊町第一次復興計画」から状況や環境が変化していく中、「大熊町復興まちづくりビジョン」が平成 26 年（2014 年）に作成されています。「大熊町復興まちづくりビジョン」では、当面の避難生活の支援に関する町としての考え方、中長期的な大熊町土の復興・再生に関する町としての考え方を示しています。

当面の避難生活の支援に関しては、長期化する避難生活を踏まえた住まいの安定を前面に出し、町民コミュニティ維持のための施策や大熊町再生に資する絆づくりを謳っています。

中長期的な大熊町土の復興・再生に関しては、放射線量の低下や除染の進捗を見ながら、中長期・段階的に町土の復興・再生を推進すること、またその第一ステップとして、大川原地区を復興拠点として整備していく方針を打ち出しています。

② 「大熊町第二次復興計画」

先に策定された「大熊町復興まちづくりビジョン」に基づき、「大熊町第二次復興計画」が平成 27 年（2015 年）に策定されました。「大熊町第二次復興計画」では、今後 10 年間の取り組みに焦点を当てた内容となっており、「避難先での安定した生活」と「帰町を選択できる環境づくり」を理念としています。

前者に対しては、行政拠点をいわき市と会津若松市に設置し、居住者が特に多いいわき市の行政機能の拡充を進めるとしています。また、復興公営住宅が整備される会津若松市（会津）、郡山市（中通り）、いわき市（浜通り）の 3 か所をコミュニティ拠点とし、交流施設等の設置が計画されています。

一方、後者に対しては、町内の比較的線量の低い JR 常磐線の西側に位置する大川原地区を復興拠点に定め、段階的に整備し、復興公営住宅や公共施設の整備、駅周辺の開発を進める方針です。なお、常磐線の東側については線量が高いため、2025 年までの詳細な土地利用計画を示すことはできないとしています。

③ 大熊町第 6 期介護保険事業計画 —平成 27 年度～平成 29 年度—

また、平成 27 年（2015 年）3 月には、「高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」が策定されています。同計画では、「地域包括ケア」の充実、認知症対策の推進、地域の助け合い活動の促進を基本視点として、町としての高齢者に対する健康増進の施策、介護予防の推進についての方針を示しています。

(2) 「中期ビジョン計画」と他の諸計画との関係性

当「中期ビジョン計画」は、これまでに大熊町が策定・発表してきた各種計画と連動させながら、町民に対する社会福祉、地域福祉にかかる施策のうち、社協に求められる役割や具体的な施策など、向こう3年のステップを整理しています。

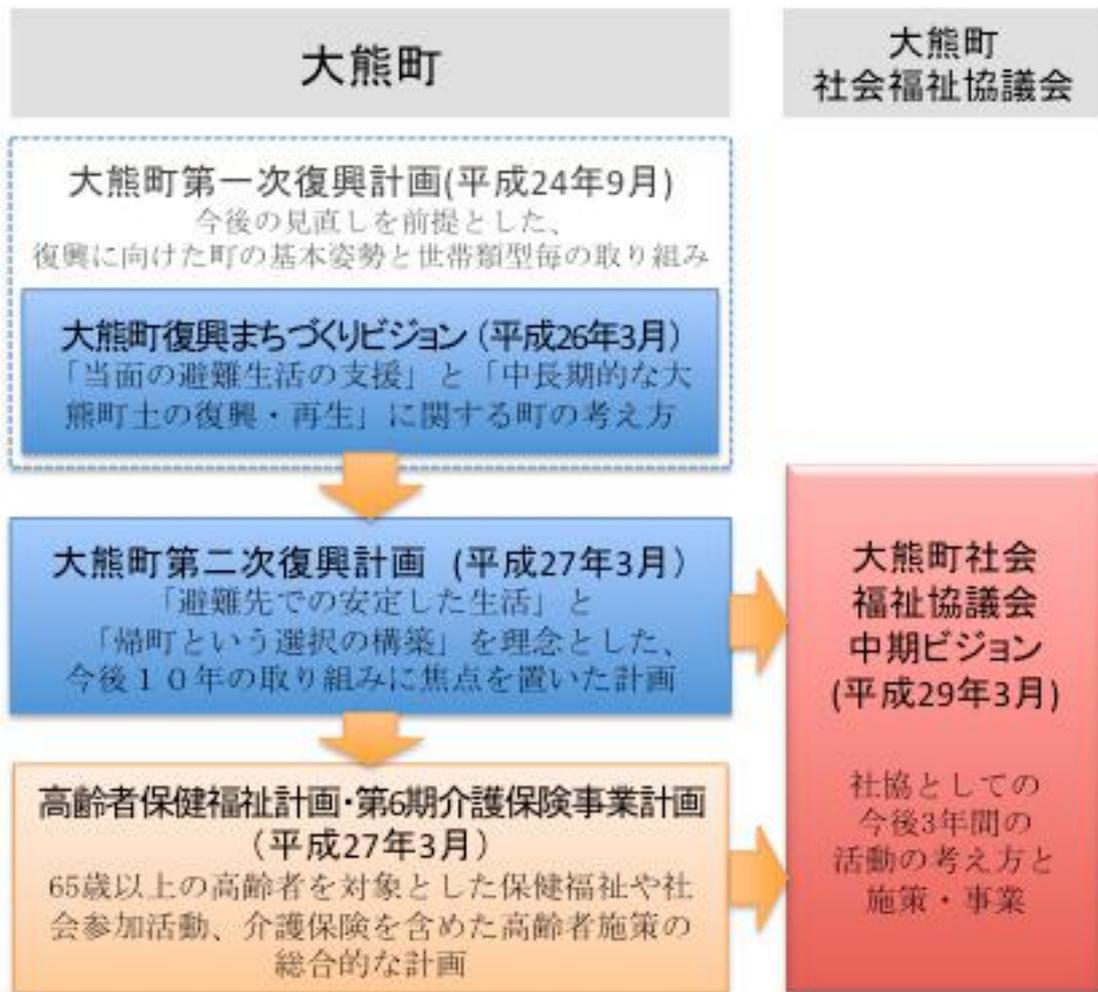


図 1 中期ビジョンの他の諸計画との関係性

第2章 基本理念、基本目標、基本方針

大熊町社協は、大熊町が掲げる各種計画の方針とも連動しながら、大熊町社協としての役割である社会福祉、地域福祉活動を推進しようとしています。その土台となる基本方針を以下のように定めています。

(平成26年3月19日策定、同年4月施行)

(1) 基本理念

本会は、「ともに暮らせる社会福祉を目指し ～誰もが人々のつながりを感じることができる地域社会づくり～」に貢献します。

(2) 本計画の基本目標

上記の基本理念及び本会の基本目標に基づき、本ビジョン計画期間の「基本目標」を以下のように定めます。

1. 町民一人ひとりが、生き生きとした生活ができるよう支援する。
2. 町民同士がつながりを感じられ、支えあう環境づくりを推進する。
3. 常に町民の立場に立ち、福祉サービスの質の向上を図る。

(3) 基本方針

本会の基本理念・基本目標の実現、東日本大震災からの復興に向けた地域福祉の推進に向けて、以下の取り組みを行います。

1. 避難生活によって、多様な生活課題を掲げるすべての人々に対し、良質な福祉サービス提供とともに、自己決定を基本とした適切なサービス利用を支援する体制整備を進めます。
2. 新たなコミュニティ形成や見守り活動、心身の健康づくり等の支援のため福祉、保健、医療、教育等の多彩な組織、機関等との連携、協働によるネットワークづくりを進めます。
3. ボランティア活動の振興、NPO・ボランティア活動との連携、支援を図り、協働による住民主体の地域づくりを進めます。

第3章 現状と課題

第1節 大熊町社協が実施してきた事業の状況

(1) 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）

認知症高齢者、知的・精神障がいのある方など判断能力が不十分な方を対象として、福祉サービスの利用や生活に必要なお金の出し入れ等を公的な制度でお手伝いする事業です。

町民の制度に対する認知度が低いことや、利用者も避難地域毎に偏っている傾向が見られますが、町民の経済的な困りごとは今後増加することが考えられます。今後、社協として、意思決定の能力が低下した人などに対して法人後見ができる仕組みづくりも求められています。

(2) 避難者支援事業

避難されている町民が自立した生活を送れるよう、町民同士の主体的なつながりや助け合いの支援を目的に交流会を開催しています。

参加者の固定化傾向も見られ、町民の自立支援に役立つ活動とするために、交流会のあり方そのものを見直す必要があります。

(3) 生活支援相談員配置事業

避難されている町民の健康不安と自立再建不安の解消、孤立化防止を目的として生活支援相談員を配置、町民宅を定期的に訪問し、相談や福祉サービスの利用援助等の連絡調整を行っています。

自立再建した世帯が増加し訪問を希望しない人がいる一方で、訪問を行っていても避難後の各世帯の状況が複雑化し、訪問時の会話だけでは問題に気付くことが出来ないこともあります。生活支援相談員が気付いた問題については、適切な対応が出来るよう社会福祉協議会だけでなく専門機関との連携も重要になっています。

また、生活支援相談員が町民に寄り添い相談にのることが出来るよう、傾聴等の能力向上とともに、心に余裕を持って働ける環境づくりも必要です。

(4) 生活支援ボランティアセンター運営事業

避難されている町民がつながりを保ち、避難先で出来るボランティアを通してお互いに支えあう仕組みづくりに取り組んでいます。

避難開始から5年が経過し、活動内容は充実しているとは言えませんが、復興拠点（大川原地区）への帰還開始当初は、引越ボランティアや自宅清掃ボランティア等の需要が見込まれることから、センターとして活動のマッチングや活動が出来るよう態勢整備が必要となります。

(5) 心配ごと相談事業

町民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言・援助を行い、その福祉向上を図ることを目的に相談所を開所しています。

心配ごと相談所は、平成 28 年度から毎月 1 回、各社協連絡所を巡回し、弁護士相談会は、隔月 1 回、いわき市内公民館にて実施していますが、相談件数は少ない状況であり、相談事業の取組み方法について検討が必要です。

(6) 貸付金事業（生活福祉資金貸付事業・生活援助資金貸付事業）

生活福祉資金貸付事業は低所得世帯や障がい者世帯または高齢者世帯等の生活を支援するため、必要な資金を貸し付ける制度で、福島県社会福祉協議会が所管しています。

生活援助資金貸付事業は、大熊町民である低所得世帯（母子援助資金を受けている世帯は原則として除く。）を対象として、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に小額の生活資金の貸付を行い、その世帯の生活の維持と安定を図ることを目的に貸付する制度です。

生活福祉資金については、震災後 1 件のみの実績、生活援助資金については、震災後は年間 1～2 件程度の実績となっています。

今後は、東京電力からの賠償金を使い果たしてしまった人など、金銭的に困窮した際には本事業の利用希望者が増加すると予測されますので、職員としても制度利用方法について理解を深めていく必要があります。

(7) 高齢者等サポート拠点管理運営事業

避難先における要介護高齢者等の安心した日常生活を支えるため、高齢者等サポート拠点を開設し下記の事業を行っています。

今後も多くの町民が避難する状況は継続すると予測されることから、避難先におけるサポート拠点の機能を状況に応じて対応していくことになります。

表 2 高齢者等サポート拠点管理運営事業内容

事業名	事業内容
① 相談事業	不慣れな環境で暮らす高齢者等が、生活課題や法律問題など幅広い相談に対応できるよう、仮設住宅の集会所等を利用した健康教室や地域サロンを通しての相談活動を行っています。
② 配食サービス事業	いわき市及び会津若松市内において、自ら調理することが困難な高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯、その他の要援護者に対して、定期的に居宅を訪問し弁当の提供をすると共に、利用者の安否確認を行っています。
③ 地域交流サロン事業	仮設住宅、借り上げ住宅等に居住し、新しい人間関係の中で閉じこもりがちや孤独になりがちな高齢者等の要援護者が気軽に集え、お互いの交流を深め、心身共に健康で生きがいのある生活が送れる一助として地域サロンを実施しています。
④ 外出支援サービス事業	いわき市及び会津若松市内において、介護認定2以上等の方で一般の交通機関を利用することが困難な方に対して送迎用車両を用い、利用者の居宅と医療機関等との間を送迎します。



(8) 共同募金・赤十字・福祉団体の活動支援

共同募金事業（大熊町共同募金委員会）については、避難後、組織的な募金活動が出来ない状況にあり、各連絡所に募金箱を設置するに止まり、募金実績額の低迷が続いています。

赤十字事業（日本赤十字社大熊町分区）についても、同様に組織的な社員募集・災害義援金募集ができない状況にあるため、社資・募金実績額の低迷が続いています。

各種福祉団体については、社協が事務局を担うなどの活動支援を通じ、町民の福祉向上に努めていますが、避難が長期化する中で各団体の活動は手詰まり感があり団体の中には休止状態となっている団体もあります。

表 2 社協が活動支援する団体の現状

団体名	現状
大熊町民生児童委員協議会	月一回定例会開催、各仮設の訪問見守り、生活支援相談員との同行訪問などに取り組む。
大熊町老人クラブ連合会	月一回定例会開催、ニュースポーツや友愛訪問活動などに取り組む。
大熊町ボランティア連絡協議会	4団体で構成。清掃活動やタオル帽子作りなどに取り組むが、会員も高齢化しており思うような活動が出来ない状況にある。
大熊町自閉症児親の会	休止状態
大熊町身体障害者福祉会	休止状態
大熊町母子寡婦福祉会	休止状態
大熊町赤十字奉仕団	休止状態

(9) 広報

月2回発行の広報紙（なごみ）やホームページを通して事業報告やイベント案内を行っています。

大熊町からの多数の郵送物がある中で紙ベースとしての広報紙（なごみ）による情報提供だけでは、必要な情報が行き渡らない懸念があります。

広報担当者も他業務を行いながらの編集・発行であり、発行にかかる作業軽減と効果的な情報提供が必要となっています。



第2節 福祉に関連する現状

(1) 町民の避難状況

町内の大川原地区に復興拠点が出来る予定ですが、復興拠点における人口配分を廃炉関係者 2,000 人と帰還町民 1,000 人の計 3,000 人としており、大半の町民にとっては、帰還が困難な状況は続きます。町民の避難先としては、福島県内が約 8 割（75%）で、いわき・会津・郡山周辺の都市部に避難者が集中しています。

平成 27 年に復興庁が実施した帰還に関する住民意向調査では、大熊町民の約 1 割が帰還を希望しています。

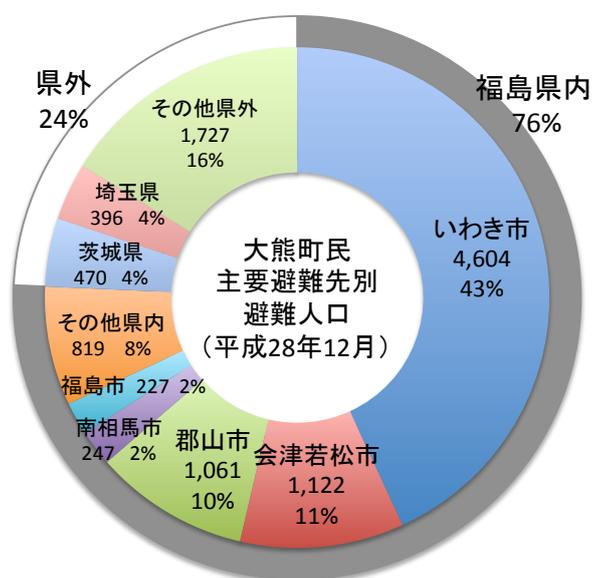


図 2 大熊町民主要避難先別避難人口（出典：大熊町役場資料）

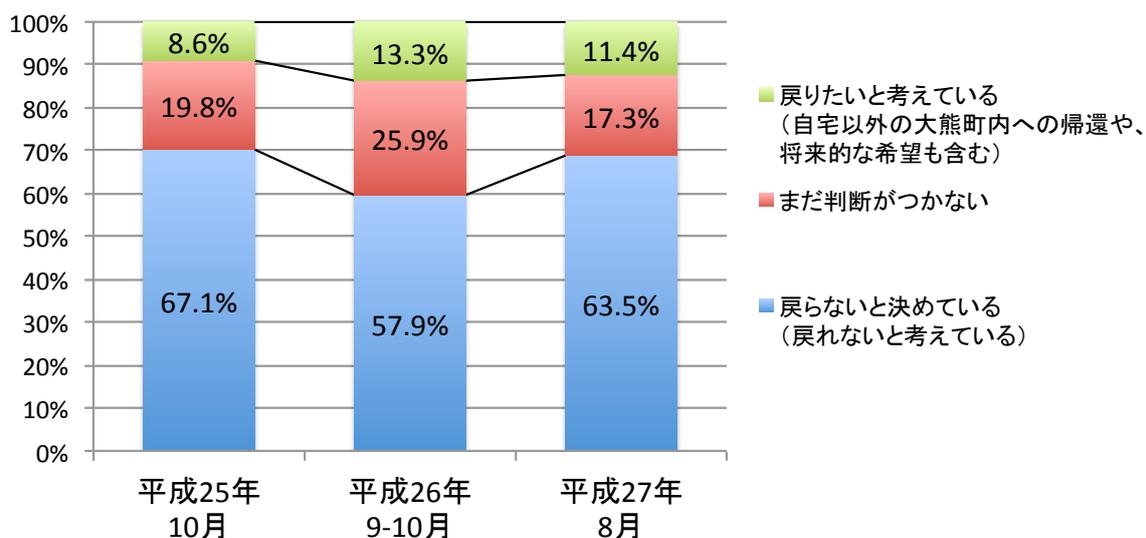


図 3 大熊町民帰町意向の推移（出典：復興庁 住民意向調査）

(2) 町民の生活状況

生活支援相談員が把握しているデータでは、避難先で持ち家を持つ人が約4割おり、避難先にて住居や仕事を得て生活再建できている人がいる一方で、避難先でのコミュニティに馴染めなかったり、賠償金をもらっても家計管理が出来なかったりなど、自立できない人との二極化が顕著になっています。

また、避難前に農業に従事していた人や軽スポーツで体を動かしていた人が、避難先での暮らしで身体を動かさなくなったことから、身体が弱くなる人や生活不活発病の増加により、介護保険認定者の増加傾向が見られます。

避難先別に見ると、いわき方は町民人口が多く、それに伴い高齢者人口や高齢者を含む世帯数は多いですが、地区内に占める割合をみると他地区と比べて小さい傾向があります。一方で、会津方は避難者数の減少は続いています、高齢者人口、高齢者を含む世帯の割合が高く、支援が必要な世帯割合も高い傾向があります。

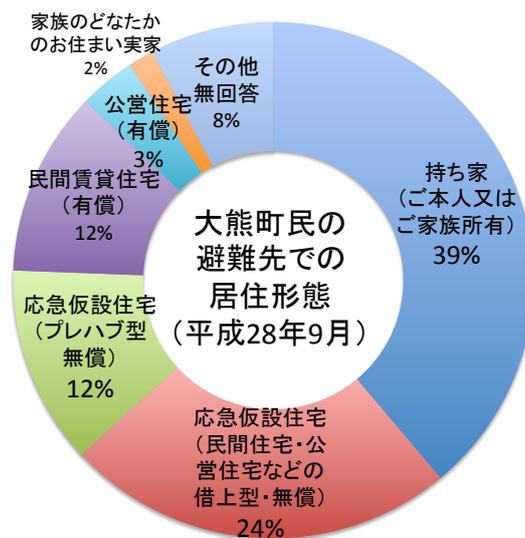


図 4 大熊町民の避難先での住居形態

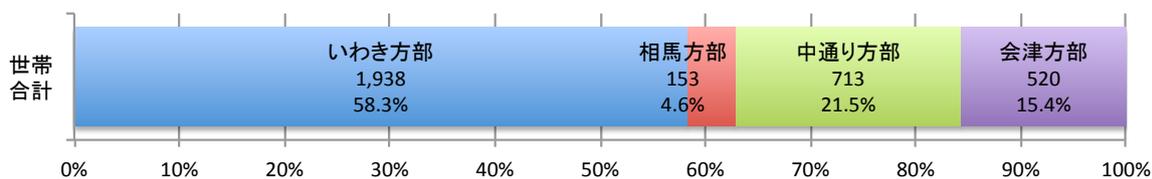


図 5 福島県内方部別 大熊町民居住世帯割合（出典：大熊町社協資料）

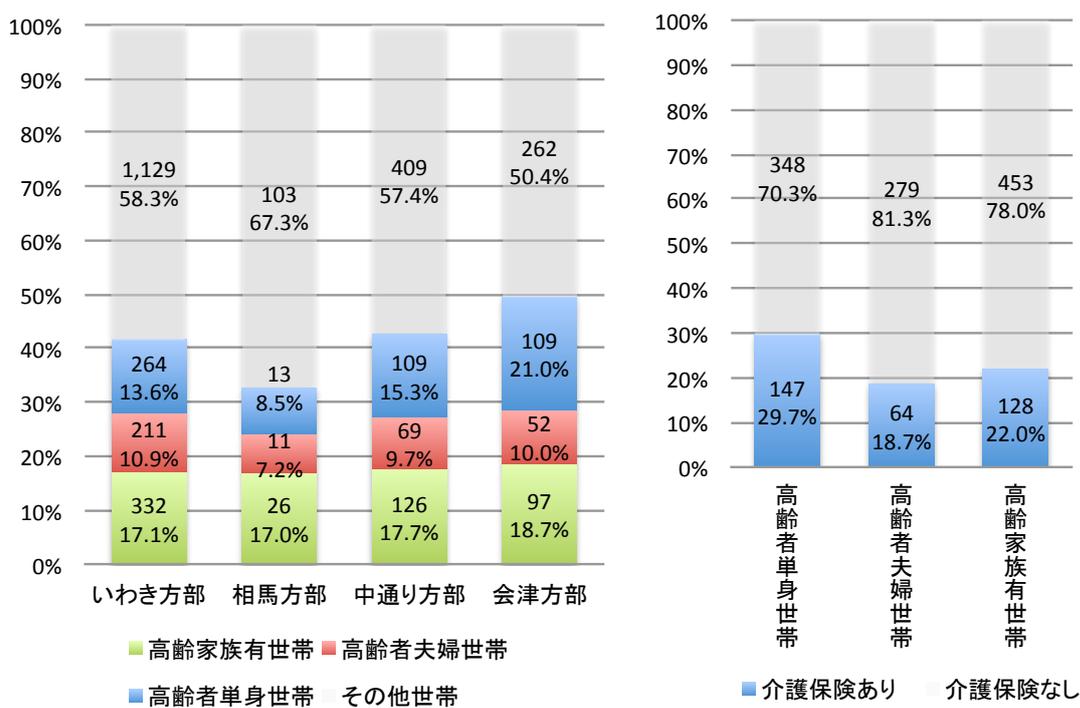


図 6 福島県内方部別高齢者世帯種別割合（左）
 高齢者世帯種類別介護保険適用世帯割合（右）
 （平成 28 年 12 月）

（出典：大熊町社協資料）

(3) 社協の活動

東日本大震災に伴う避難開始以降、福島県内を中心に相談事業、サロン事業、生活支援相談員事業等を、行政や支援団体等の協力を得ながら進めてきました。しかし、震災から5年8か月が経過し、町民が抱える生活課題も多様化する中で、震災後に継続してきた活動に行き詰まり感が出てきております。

町民の抱える問題も多様化し、より専門的な知識や社協として対応できるようシステム化していくことも重要となっています。

サロン活動については、参加者の減少や固定化が進んでおり、避難先の社協を始めとする活動に町民が参加し、避難先地域のコミュニティに馴染んでいくことや、町民による自主的な活動に繋げていくことが必要とされています。

これらの社協活動について、今一度必要性や優先順位を検証し、今後の事業の方向性について検討する必要があります。

(4) 社協の体制

現在、いわき市、南相馬市、郡山市、会津若松市の4か所に事務所を配置し事業運営を展開しています。分散した拠点での事業運営であることから、業務間の連絡体制や業務遂行の仕組みづくりが課題となっています。社協職員については、嘱託職員を含めた全職員48名のうち、生活支援相談員の増加により臨時職員等が39人と多くを占めることとなり、組織の管理を担う職員が不足しているのが現状です。

今後も避難状況が継続していくと予測されることから、社協運営に関わる役員・評議員・職員についても、各避難先に分散しており、将来的には町民も減少すると予測されるため、組織を支える役職員の人材確保に努める必要があります。特に、大川原地区への帰還が開始した後に、復興拠点（大川原地区）の社協事務所に勤務する職員を確保することも必要です。

また、予算面では避難後は自主財源の確保が困難なため、財源のほとんどが補助金や受託金により運営されている状況となっています。

表 3 大熊町社協拠点別職員数（平成 28 年 12 月）

拠点		いわき (相馬を含む)	中通り	会津	合計
職員数		28	11	9	48
内訳	正規職員 (定数外含む)	5	3	1	9
	臨時職員 (嘱託を含む)	23	8	8	39

(出典：大熊町社協資料)

(5) 期待される役割

行政や避難先社協と連携し、町民が福祉サービスを受けられるよう調整を行い、配食・外出支援サービス等、既に社協が行っているサービスについては継続していくことが期待されています。

特に自立困難者等や要支援者に対しては、生活支援相談員が窓口となり必要な支援が受けられるよう、積極的なコーディネートを行うことが求められています。

町民が居住するそれぞれの地域において孤立感・疎外感を感じないように、町民同士が避難先地域のコミュニティに馴染めるような場を提供することも求められています。

第3節 町民支援に関する課題

① 復興拠点の居住者に対する福祉サービスの提供

平成 31 年春を目途に町民の帰還開始を目指す復興拠点（大川原地区）において少なくとも他の避難先同様、町民に対し福祉サービスが提供できるよう準備を進めていく必要があります。

帰還開始当初は、ある程度元気な高齢者の帰還が主になると考えられますが、最低限の生活支援サービスは確保し、将来を見据えて徐々に提供できる福祉サービスの拡充を図っていくことや、復興拠点（大川原地区）においても新しい地域コミュニティ形成に向けた町民同士の交流促進も重要となります。

② 生活支援相談員による各世帯の複雑化する課題への対応

避難先で住居や仕事を得て自立した生活ができる町民がいる一方で、未だに疎外感・孤立感を訴える町民や、経済的な困窮に不安を感じる町民も出てくるなど、町民の二極化を踏まえた個別的な対応が求められます。

生活支援相談員の見守りを通じ、支援が必要な人を見逃さないことや、町民の抱える生活課題について把握し支援に繋げていくことが必要です。

③ 大熊町民の孤独化防止やネットワーク構築

町民の避難生活が継続する中、各避難先地域に住む町民同士の関係の希薄化や、避難先住民との軋轢も生じてきている地域も見受けられます。

町民同士が避難先でもつながり、気兼ねなく話せる人間関係があることや、町民同士や避難先コミュニティとの交流を通じて、生きがいを感じて前向きに暮らせるようサポートすることが必要です。

④ 町民に対する社協の活動の理解促進

社協の活動推進には、町民の活動に対する理解と協力が必要不可欠です。また、現時点では社協の福祉サービスを必要としていない町民でも、高齢化等により将来的には確実に必要になると考えられますので、社協が提供する福祉サービスについて周知を図っていくことが重要です。

広報紙（なごみ）による情報発信だけでは、情報を必要としている人に十分伝えきれない可能性もあることから、生活支援相談員の見守り活動を通じた直接的な情報提供も必要です。

⑤ 社協が担ってきた直接的な福祉サービス事業の継続

これまで大熊町内や避難先の各拠点で提供してきた外出支援サービスや配食サービス、生活困窮者等への貸付金、各種団体支援等の事業については、現在もサービス提供を受けている町民がいるため、今後も業務内容については検証を図りながら、事業継続していくことが求められます。

⑥ 町民ニーズに応えるための事業体制の構築

社協の活動拠点が各避難先に分散しており、各事務所における事務局体制や事業のマネジメントの一元化が不十分であることから、業務を円滑に進めるためのシステム構築が求められています。

また、町民の避難状況に即した拠点毎の機能と、それを担う職員の確保が必要です。さらに、毎年の事業計画を策定する際に、各事業の取組状況について検証を図り、翌年度に反映していく仕組みの構築も必要となります。

第4章 3年後に目指すゴールと施策

第1節 今後3年間の施策

(1) 大熊町復興拠点における福祉サービス機能確保

大熊町に帰還する町民（主に元気な高齢者を想定）に対して、生活支援相談員による見守り活動、高齢者等サポート拠点によるサロン開催、配食サービス及び外出支援サービスといった現在避難先でも提供している地域福祉サービスの提供を行う。

① 町内拠点における福祉サービスの機能確保

内容	<ul style="list-style-type: none">復興拠点（大川原地区）における拠点の具体的な機能の決定とそれに向けた拠点施設と態勢構築を進めます。役場の中核機能が戻った場合、社協本部も大熊町へ移転します。
ゴール	<ul style="list-style-type: none">平成31年春頃に大川原地区に大熊町社協の本部機能が移転し、業務が再開できていること。復興拠点（大川原地区）における拠点の具体的な機能が決定され、それに向けた拠点施設が整備され、態勢が構築されていること。

《3年間の取組み》

年度	内容
平成29年度	<ul style="list-style-type: none">復興拠点（大川原地区）における拠点の具体的な機能の決定町民が気軽に立ち寄れる場所としての拠点施設と体制にかかる方針決定復興拠点（大川原地区）を見据えた人材育成
平成30年度	<ul style="list-style-type: none">社協本部を復興拠点（大川原地区）に移動できるよう準備
平成31年度	<ul style="list-style-type: none">復興拠点（大川原地区）において事務所を開設（予定）

② 生活支援相談員による見守り

内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援相談員により復興拠点（大川原地区）に帰町した全戸に対し訪問し、世帯毎の状況を把握します。
ゴール	<ul style="list-style-type: none"> 帰還した全世帯に対して、訪問できていること。 帰町した町民の基本情報が把握できており、必要とされる支援内容・支援対象の見定めができていること。

《3年間の取組み》

年度	内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> 復興拠点（大川原地区）において、生活支援相談員による帰町した町民の全世帯訪問の実施態勢を検討
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> 復興拠点（大川原地区）の進捗状況を踏まえ態勢案の検証、調整、見直し 帰還希望者の把握
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> 態勢案の検証、調整、見直し 復興拠点（大川原地区）での見守り開始 当初は（100－300名、50－100世帯規模、60代、70代が半々と予測）

③ 介護予防的サロン

内容	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防を目的としたサロンを実施します。（10-20人程度／5-20世帯を想定）
ゴール	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防的サロンを必要とする町民の把握ができていること。（10～20人、5～20世帯規模を予測） その対象者に対し、サービス提供ができていること。（一時帰宅などで定期又は不定期に訪れた町民を含める。）

《3年間の取組み》

年度	内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> 町内拠点でのサロンのあり方を検討（目的、対象者、メニュー、開催頻度、場所選定、協力者、連携先等）
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> 態勢案の検証、調整、見直しを図る。
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> 態勢案の検証、調整、見直しを図る。 復興拠点（大川原地区）において活動開始（10－20名、5－20世帯規模を予測、週2回程度）

④ 配食サービス・外食支援サービス

内容	<ul style="list-style-type: none"> 配食サービスを実施します。(10-20人程度/5-20世帯を想定) 外出支援サービスを実施します。(10人程度/5-10世帯を想定)
ゴール	<ul style="list-style-type: none"> 配食サービス・外食支援サービスそれぞれについて支援を必要とする町民の把握ができていること。(10~20人、5~20世帯規模を予測) その対象者に対し、サービス提供ができていること。

《3年間の取組み》

年度	内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> 復興拠点（大川原地区）での実施態勢を検討 事業のあり方を町と調整（対象者の範囲、提供エリア、利用回数など。）
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> 復興拠点（大川原地区）での態勢を検討
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> 態勢案の検証、調整、見直しを図る。 復興拠点（大川原地区）で配食および外出支援サービスを開始（10-20名、5-20世帯規模を予測）



(2) 町民の見守り活動 ～生活支援相談員活動事業～

健康不安と自立再建不安の解消、孤立化防止の支援のため、町民の支援ランク分けを実施し、要支援者の取りこぼすことなく、専門的なノウハウが必要な町民の個別ニーズに対して、必要なコーディネートができている状態を目指す。

ゴール達成に向けた 3 年間の取組みは、(1)町民の見守り態勢構築、(2)訪問、(3)ランク分け、(4)専門家へのつなぎ、(5)町との情報共有のそれぞれについて記載する。

内容	<ul style="list-style-type: none">①町民の個別支援ニーズの把握、②支援の必要性の検討（ランク分け）、③必要な支援のコーディネートの 3 ステップで実施する。上記のステップを組織として対応出来るような業務フローを構築し、基本的な実施マニュアルを作成する。生活支援相談員の見守り訪問により情報収集要支援者の状況について社協内で共有必要に応じた支援については専門機関につなぐ。生活支援相談員による事後フォローの実施町から情報を受けた町民情報に基づき、支援が必要な町民にアプローチを行う。訪問対象者への傾聴を行い、具体的な問題が発生する前に予防的な対策を採れるようにする。
ゴール	<ul style="list-style-type: none">対象とする町民の個別訪問ができていること。町について訪問頻度のランク分けができていること。支援態勢を構築し、町民のニーズを必要に応じて町や関係機関につなげられていること。つないだ後のフォロー態勢づくりが整えられていること。町と社協との情報共有がスムーズに行われていること。

① 町民の見守り態勢構築＝専門的ニーズと対応できる態勢、業務フローの構築

《3年間の取組み》

年度	内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・班-連絡所-社協の各連絡所間における連携態勢を構築 ・業務フローの確立（情報収集 - 事務所内で共有 - 専門機関へのつなぎ - 生活支援相談員による事後フォロー） ・業務フローのマニュアル検討および作成（班の組み方、担当エリアのあり方、名簿管理、各担当者及び連絡所間での情報共有の確認等） ・町民情報の共有の仕組みの検討 ・関係機関との連絡調整を行う担当者の選定 ・平成 30 年度末までに本事業のあり方を検討（事業における町民支援のあり方、事業の継続期間、次の支援事業などについての方針等）
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況や人員態勢を検証し、必要に応じて業務フローの改善
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況や人員態勢を検証し、必要に応じて業務フローの改善 ・今後の相談員事業の方針を町民に周知

② 訪問＝生活支援相談員の訪問、傾聴活動の継続

《3年間の取組み》

年度	内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援相談員の能力向上および研修会開催 ・資格取得等のスキルアップ支援 ・県内の支援対象者の個別訪問を継続
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催、スキルアップ支援 ・県内の支援対象者の個別訪問を継続 ・実施状況の効果を検証し、見直しを図る。
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催、スキルアップ支援 ・県内の支援対象者の個別訪問を継続 ・実施状況の効果を検証し、見直しを図る。

③ ランク分け＝支援者ごとの要支援度をランク分け

《3年間の取組み》

年度	内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ランク分けの基準を再設定 ・各対象者の状況によるランク分けの実施
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてランク分けの基準の見直しを図る。 ・各対象者の状況によるランク分けの見直しを図る。
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてランク分けの基準の見直しを図る。 ・各対象者の状況によるランク分けの見直しを図る。

④ 専門機関へのつなぎ

《3年間の取組み》

年度	内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・つなぐことができる専門分野（社協の所掌範囲）を設定 ・避難先および復興拠点での関係機関等の把握 ・つないだ後のフォロー態勢を検討
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて専門分野の見直しを図る。 ・町内拠点での連携、協働のあり方を協議
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて専門分野の見直しを図る。

⑤ 町との情報共有＝大熊町と連携した支援に関する情報共有継続

《3年間の取組み》

年度	内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・町と社協との支援態勢のビジョン、行動指針を共有 ・町と社協との協議や訪問により得られた情報から、社協が支援すべき町民を把握 ・個人情報保護法（法令順守を含む）を踏まえ、名簿管理のあり方を検討 ・町から提供される名簿の回数や範囲などを調整
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジョン、行動指針を必要に応じ見直しを図る。 ・社協が支援すべき町民の把握
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジョン、行動指針を必要に応じ見直しを図る。 ・社協が支援すべき町民の把握

(3) 孤立化防止のための町民同士のネットワーク形成

大熊町や避難先の行政機関・社協とも連携し、町民が気軽に立ち寄り、「そこに行けば何とかなる」と思えるような総合相談機能を有する場の確保と、町民が気兼ねなく話せるコミュニティづくりを行う。

ゴール達成に向けた3か年の取組みは、(1)大熊町民の交流の場、(2)自発的な町民活動づくり、(3)町民の相談の受け皿となる場づくりのそれぞれについて記載する。

内容	<ul style="list-style-type: none"> 現在の各避難先における相談事業について、実施方法の見直しを図る。 現在実施しているサロン活動の目的を振り返り、今後のサロン活動の在り方について見直しを図る。 避難先社協や行政機関と連携し、居住する地域のコミュニティに馴染んでいくためのサポートを行う。 町民の自主的な取り組みができるよう、世話人となり得る人材サポート等の支援を行う。
ゴール	<ul style="list-style-type: none"> 町民が相談したいことがある時に相談できる場があること。その場所は、ワンストップ機能を持った場所であること。 町民が気兼ねなく話せる場としてのサロンとして、町民が主体的に関わりながら運営されていること。 町民が避難先等において、地域のコミュニティに馴染むきっかけを提供できていること。

① 大熊町民の交流の場の継続＝町民同士が交流できるサロン活動の継続

《3年間の取組み》

年度	内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> 町民のニーズに基づくサロン活動の見直し（目的、対象者、メニュー、開催頻度、場所選定、協力者、連携先など。） 拠点ごとの活動内容の振り返り。 ニーズに関するアンケート調査 避難先：月1回、地区公民館等の公共施設にて。 サロン会場までのアクセス対応 町民への生活サポート補助金を用いた参加呼びかけ。
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> サロン活動の町民の集まり状況やニーズ等を踏まえ、改善を行う。
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> サロン活動の町民の集まり状況やニーズ等を踏まえ、改善を行う。

② 自発的な町民活動づくり＝町民同士のキーパーソンのサポート

《3年間の取組み》

年度	内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none">・既存サロン活動を引き継げるキーパーソン（世話人や発起人）を見つける。・活動引き継ぎ・町と連携してサポート
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none">・活動内容の効果を検証し、見直しを図る。
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none">・活動内容の効果を検証し、見直しを図る。

③ 町民の相談の受け皿となる場づくり＝総合相談ができる態勢構築

《3年間の取組み》

年度	内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none">・主担当－副担当および連絡所間での連携態勢を構築・業務フローの確立（情報収集－事務所内で共有－専門機関へのつなぎ－生活支援相談員による事後フォローなど。）業務フローのマニュアル作成。町民情報の共有の仕組みを検討。関係機関との連絡調整を行う担当者を選定
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none">・運用状況や人員態勢を検証し、必要に応じて活動内容を改善。
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none">・運用状況や人員態勢を検証し、必要に応じて活動内容を改善。



(4) 社協活動の情報提供の継続

社協の提供する福祉サービスについて町民が知り、必要に応じて支援を自主的に受けられるようにするため、町民への社協の活動の情報提供を継続する。

ゴール達成に向けての3か年の取組みは、手段別に提示する。

内容	<ul style="list-style-type: none">・ 広報紙（なごみ）や ホームページ等を通じた情報提供のあり方の見直し（内容や発行頻度）と発行継続・ 情報を必要とする町民に対して、生活支援相談員による直接的な情報提供の実施
ゴール	<ul style="list-style-type: none">・ 広報紙（なごみ）やホームページ、タブレット等を通じた町民への情報提供が継続されていること。・ 社協の提供するサービスについて町民が知り、必要に応じて支援を自主的に受けられるようになっていること。

① 広報紙（なごみ）やホームページ等を通じた情報提供継続

《3年間の取組み》

年度	内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 発行頻度や内容について検討、調整し、発行継続・ 職員による編集部会を立ち上げる。
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 前年度の実績を踏まえ、発行頻度や内容について検討、調整し、発行継続
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 前年度の実績を踏まえ、発行頻度や内容について検討、調整し、発行継続

② 生活支援相談員による情報提供

《3年間の取組み》

年度	内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 情報を必要とする町民に対しては、生活支援相談員が直接訪問等により情報提供する。・ 必要に応じてチラシ等を活用し、情報提供を実施
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 実施状況の効果を検証し、見直しを図る。
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 実施状況の効果を検証し、見直しを図る。

(5) 社協が担ってきた福祉サービス事業の実施

避難状況が長期化する中、社協がこれまで担ってきた各種福祉サービス事業について、内容や規模の優先順位を検討し事業継続を図る。

① 既存事業の取り組み継続

内容	<ul style="list-style-type: none">• 外出支援サービス いわき市内及び会津若松市内においてサービス提供を継続する。 復興拠点（大川原地区）においてサービス提供が出来るよう調整、準備を行う。• 配食サービス いわき市内及び会津若松市内においてサービス提供を継続する。 復興拠点（大川原地区）においてサービス提供が出来るよう調整、準備を行う。• あんしんサポート事業 社協の各連絡所であんしんサポート事業の対応が出来るよう、実施態勢を整える。 復興拠点（大川原地区）においてサービス提供が出来るよう調整、準備を行う。• 貸付金事業 社協独自事業である生活援助資金貸付事業の対応が出来るよう、実施態勢を整える。 福島県社協所管の生活福祉資金貸付事業の対応が出来るよう、実施態勢を整える。
ゴール	<ul style="list-style-type: none">• 外出支援サービス、配食サービス、あんしんサポートおよび貸付金等の福祉サービスが、県内各避難先の町民のニーズに応じた提供ができていくこと。

《3年間の取組み》

年度	内容
平成 29 年度	・ 外出支援サービス、配食サービス、あんしんサポートおよび貸付金等の事業体制の強化を図る。
平成 30 年度	・ 活動について毎年の状況を検証し、継続
平成 31 年度	・ 活動について毎年の状況を検証し、継続

② 各種団体支援

内容	<ul style="list-style-type: none"> • 大熊町共同募金委員会 組織的な取組みが困難な中、町民に事業の趣旨を理解してもらえるよう広報を行う。 • 日本赤十字社大熊町分区 組織的な取組みが困難な中、町民に事業の趣旨を理解してもらえるよう広報を行う。 • 大熊町民生児童委員協議会 民生児童委員の活動支援を継続する。 • 大熊町老人クラブ連合会 老人クラブ連合会の活動支援を継続する。 • 大熊町ボランティア連絡協議会 ボランティア連絡協議会の活動支援を継続する。 • 大熊町自閉症児親の会/大熊町身体障害者福祉会 大熊町母子寡婦福祉会/大熊町赤十字奉仕団 活動休止中であり、活動再開時に支援できるよう態勢を整える。
ゴール	<ul style="list-style-type: none"> • 民生児童委員協議会や老人クラブ連合会などの再開した団体については、自主的な取組みができるよう支援態勢が整えられていること。 • 活動休止中の団体については、活動再開の意思が確認されたとき、又は意思がある場合は、社協の支援態勢が整えられていること。

《3年間の取組み》

年度	内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> • 既存の各種団体支援について今後の意向を踏まえ、方針を決定 • 方針に基づき実施
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> • 活動について毎年の状況を検証し、継続
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> • 活動について毎年の状況を検証し、継続

(6) 町民ニーズに応える組織体制や事業運営方法の確立

変化する町民の避難状況や支援の必要状況に応じ、社協の人材資源の能力向上と人員の適切配置が行われ、組織の力が存分に発揮できるよう、組織マネジメントや業務遂行、職員の能力向上に係る仕組みを整える。

① 事業成果の振り返りを踏まえた事業計画の策定

内容	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度の事業計画策定・予算編成前に、社協自身による事業検証を実施し、避難先や復興拠点（大川原地区）における今後の福祉ニーズについて把握した上で、翌年度の事業計画に反映させる。
ゴール	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度事業の検証を行い、次年度の事業計画に職員の声や町民のニーズが反映されていること。

《3年間の取組み》

年度	内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> 事務局体制のあり方を検討する（所長係長会議にて図る。指示命令のあり方、役職ごとの職務基準やスキル、周知と理解の場を設定など業務の体系化を図る。） 会議のあり方を検討する（会議の種類、決定・調整・共有の場として再検討、出席者の範囲、責任者の決定、結果の周知方法等） 復興拠点（大川原地区）での事務局体制のあり方、避難先での事務所配置のあり方を検討（各事務所の規模、業務内容、人員配置、避難先での事務所設置継続の方針等） 庶務的手続きを検討する（所長係長会議にて図る。事務の簡素化、効率化）
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> 上記検討事項の検証、調整、見直しを図る。 復興拠点（大川原地区）での態勢確立 年度末に避難先での事務所配置の方針を周知
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> 上記検討事項の検証、調整、見直しを図る。 復興拠点（大川原地区）で事務所を開設し、業務開始

② 社協における人材育成

内容	<ul style="list-style-type: none"> 県内に避難する町民がどこでも同じサービスが受けられるよう、職員間の意思統一を図り、共通のサービス提供が出来るよう、業務手順の標準化を図る。 臨時職員も含めた社協職員の資格取得に向けた支援の仕組みを制度化し、運用する。
ゴール	<ul style="list-style-type: none"> 各事務所における見守り活動（生活支援相談員）や各福祉サービス業務について、基本的な手順が標準化され、業務遂行がこれまで以上に円滑になっていること。 社協職員がそれぞれの専門性や能力を高め、大熊町の福祉サービスの質的向上が図られていること。

《3年間の取組み》

年度	内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> 外部研修の情報収集 内部研修のニーズと求められるスキルの把握 初任者、中堅職員、管理職員（中間的リーダー）の職責に基づき、体系的な研修計画立案 OJT の仕組みづくり（職場ごと、業務ごと、責任者、担当者、意識づけ、流れ、内容＜形式知、暗黙知＞などについて。） 社協という組織の理解を深める場の設置 福祉関係の資格取得を希望する職員に対して、社協として支援策を検討し、結果を周知する。
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> 上記研修計画、事前調査の結果の検証、調整、見直しを図る。 研修計画に基づき、研修の実施（OJT を含む）し、効果やプロセスを検証する場を設置 資格取得に対する支援策を実施
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> 上記研修実施状況の検証、調整、見直しを図る。 研修計画の検証、実施

第2節 地域別の施策の考え方と3年後に目指すゴール

(1) 大熊町内（復興拠点（大川原地区））

平成31年春頃に大熊町への帰町が開始される際には、大熊町に生活拠点を移される町民に対し、現在避難先で行っている福祉サービスが提供できていることが求められるため、社協としても大川原地区に拠点を構え業務を再開する計画です。

本格的な帰町はしばらく先になる見通しであり、この3年はそのための準備期間となります。具体的には、段階的に帰町する町民が孤立しないための見守り活動とともに、世帯状況の把握をすることが必要です。

支援を必要とする町民に対しては、介護予防を目的としたサロン活動、配食サービスや外出支援サービスなどを実施します。これらを通して、福祉サービスの段階的な回復に備えます。

(2) いわき拠点

町民約10,668人（平成28年12月1日現在）のうち、県内避難者は約8,080人、うち約4,604人がいわき市に居住しています。（相双方部を含めた浜通り地区では約5,000人）。過去4年の推移を見ると、いわき市内に居住する町民は、年間300人単位で増加傾向にあります。高齢者世帯の内訳をみると、家族と同居している高齢世帯が17%、高齢者夫婦世帯が11%、高齢単身世帯は13%という状況です。

人口規模は今後も増加する見込みではあるものの、それに比例させてサービス内容や量を大幅に増やすというよりは、現状の水準を確保し、引き続き見守り活動の継続と、引きこもり防止にもつながる生きがいがづくりが必要と考えられます。

(3) 中通り拠点

中通り地区においては、浜通り地区や会津地区に比べ、町民の移動は緩やかな状況にあります。中通り地区では、郡山市に避難する町民がエリア内の60%を占め、その周辺に位置する須賀川市や三春町が微増傾向にあります。

中通り地区における町民の状況は、浜通り地区と同様に一般の世帯が半数を占め、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯は23%という状況です。

中通り地区においては、行政の事務所設置も会津・いわき地区に比べ遅かったこともあり（社協も同様）、比較的自立再建の志向が高い町民が多く見受けられます。

なお、中通り地区の担当範囲が北は国見町から南は西郷村まで、東は塙町や浅川町などまで訪問対象となっていることから、効率的な訪問活動が求められています。

(4) 会津拠点

東日本大震災及び第一原発の事故発生直後から比較すると、いわき市とは対照的に、会津若松市居住の大熊町民は年間 400 人以上のペースで減少しています。一方高齢単身世帯は 20%を超えており、他地域と比べて高い数値となっています（高齢者夫婦世帯 10%、高齢者家族あり世帯 19%）。単身高齢者がこれだけ残っている地域のため、見守り活動は手厚くしていく必要があります。

会津地区においては、町民減少が著しい中でも、町民に対する見守り活動機能を維持することが重要と考えられます。

(5) 県外地域

県外には 2,500 人程度の町民がいます。大熊町の状況や社協の活動状況について、情報を必要とする町民に対しては、情報が行きわたることが必要です。それらは、大熊町発信、社協発信に加え、町民間で共有しあえる環境があるとより効率的になります。

県外については、避難先の社協と共に連携しつつ、町民への情報提供と町民同士の交流機会の継続が重要と考えられます。

第5章 事業推進体制

第1節 事業推進体制に係る方針

社協は避難後、町民の「健康不安と自立再建不安の解消」及び「孤立の解消と防止」を軸に取り組んでいます。第3章、第4章で整理してきた社協が取り組む課題3年後のゴール、その達成のための施策を実施することにより、町民が居住する地域で安心して生活することができるようになることを目指しています。

社協としては、町民が生活再建や自立したいと思ったときの判断資料（例：町の施策や相談先の紹介等）を提示、説明できることが重要と認識しています。その実現に向けて組織体制の強化及び職員の質の向上、支援サービスの充実と質の向上、町民へのアウトリーチやその後のアフターフォローが確実にできる態勢づくりに取り組んでいきます。

(1) 組織体制の強化及び職員の質の向上

東日本大震災および第一原発の事故発生以降、避難時は嘱託を含めて14名だった職員が、平成28年（2016年）12月時点で48名にまで増え、急激に組織が拡大しました。また、町民の避難状況に伴い、社協の拠点が浜通り（いわき市・南相馬市）、中通り（郡山市）、会津（会津若松市）の3か所に分散している状況です。

そうした状況下にあって、目の前で起こっていることへの対応に必死だった時期を経て、ようやく落ち着きがみられるようになってきた今、改めて社協の基本に返り、職員一人ひとりが社協という組織の理念や基本方針を理解（法令順守を含む）し、高い志と目的意識を持つこと、その上で、現況と課題を把握する能力を備え、町民の支援事業を遂行できるようになることを目指します。

また、効率的な組織の意思決定フローを確立させるため、各会議の目的・役割を整理し、系統的な会議体系を構築します。

(2) 支援サービスの充実と質の向上

現状と課題を把握し、それに基づいて事業計画が策定された場合、それらは確実に実行される必要があります。職員が業務遂行に必要なスキルの向上を図るため、社協は、初任者から管理職クラスまでの階層別の体系的な研修計画の立案を行い、職員が社協という組織を理解し、組織の向かう先や目標、そこに向けての施策を理解できるような研修を計画的に実施していきます。更には組織の方針等を理解した上で、具体的な事業計画を立てるスキルの向上を目指します。

また、計画を実行した後は、振り返りの場を設定し、そこで得られた教訓などを次期の計画に役立てていくフローも確立していきます。

(3) 町民へのアウトリーチおよび町民支援のアフターフォローが確実にできる態勢構築

町民が広範囲に避難する状況が続く中では、町民に対する福祉サービスの全てを社協だけで担うのは困難です。社協としての問題意識は、個別のケースにおいて、いかに町民の希望に沿った支援ができるか、いかに町民支援のアフターフォローを確実にしていくか（例：生活支援相談員等が把握してきた町民の課題に対し、適切な人、機関、場と「つなぐ」ことで課題解決に向けたアクションをとった後のフォロー）であり、そのために社協は、避難先での関係機関・団体等の把握および関係づくりを行っていきます。

特に、地域のキーパーソン（民生委員、行政区長、行政機関）及び要支援者の近所の住民との協働態勢を作ることで、「社会資源」を拡充させ、それを以て確実にアウトリーチを行い、また、つないだ後のアフターフォローを確実にできる態勢を作っていきます。

第2節 組織体制

(1) 現在の組織体制

東日本大震災および第一原発事故の発生以降、町民の移動状況を踏まえ、平成 28 年 4 月には社協本部を会津若松市からいわき市に移転し、そこを町民支援の拠点とする体制ができました。

現在は、いわき市に本部を置き、中通り（郡山市）、会津（会津若松市）に連絡所を、および相馬事業所（南相馬市）が設置されています。

平成 28 年 12 月現在の職員数は、合計 48 名で、相馬を含むいわきには 25 名（正規職員 4 名、生活支援相談員を含む臨時職員は 21 名）、中通りには 11 名（正規職員 3 名、臨時職員 8 名）、会津には 9 名（正規職員 1 名、臨時職員 8 名）の職員を配置しています。

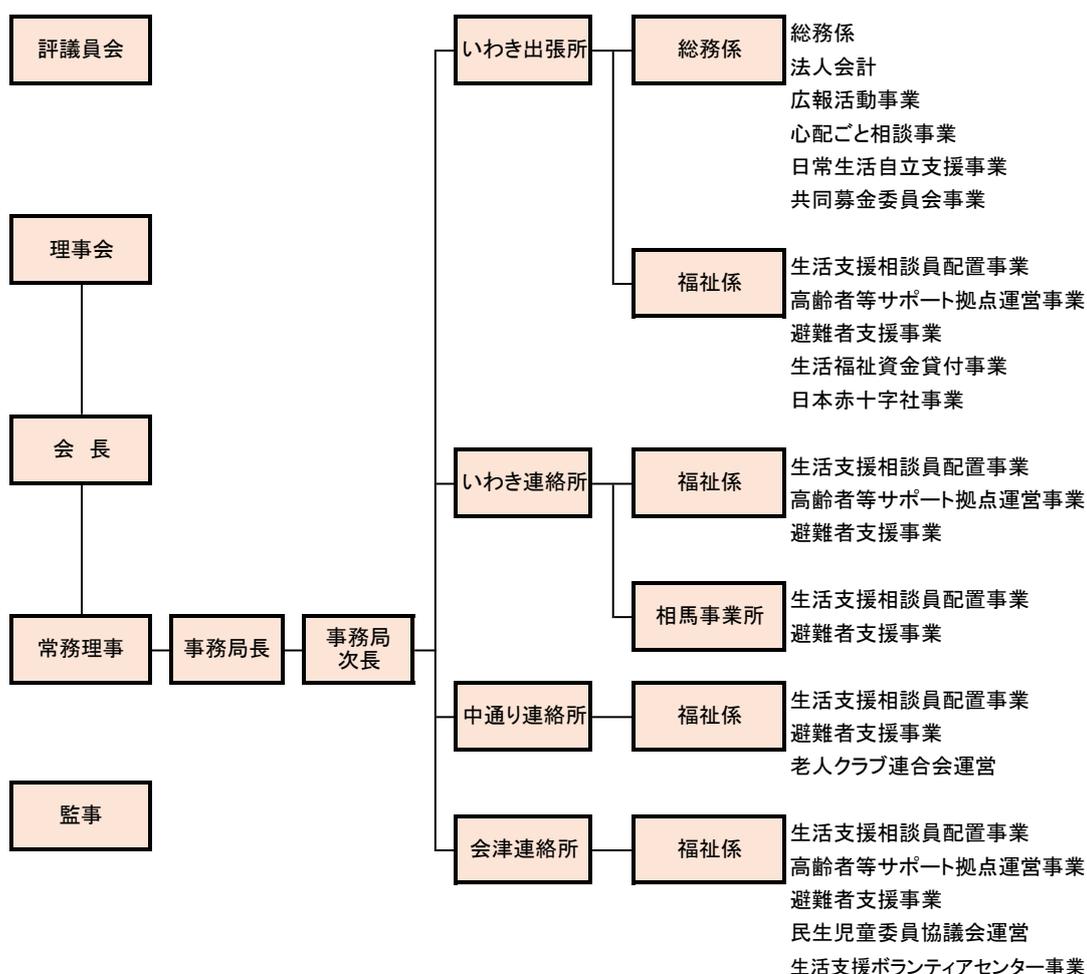


図 7 大熊町社会福祉協議会 組織体制図

(2) 今後の組織体制

今後は町民の避難状況を踏まえると、大幅な職員増加は行わず、業務の重点の置き方等により、人員配置を変えることで対応する方針です。一方、今後の組織体制の強化および職員の質の向上、支援サービスの充実と質の向上に向けた方針を前節で示しており、それらが実施できる環境を整備する予定です。

今後、町民の居住先の流れは、浜通り地区が町民の過半数を占めると予測されます。一方、会津地区は減少が予想されるものの、要支援者の占める率が他の地域より高くなることが想定されます。

なお、全体的には訪問対象者の総数は減少すると見えています。自立者と要支援者の二極分化が進むことにより、社協の支援を要する対象者は全体的に減少するとの見立てです。

上記にかんがみ、今後の組織体制については、以下の方針で臨みます。

- ・ 平成 31 年春頃から、大熊町の大川原地区にて業務開始を目指します。
- ・ 役場の中核機能が帰町する時点で、社協本部も戻れるよう準備します。
- ・ それまでは、現行のいわき（相馬地区を含む）、中通り、会津の各連絡所は維持していく方針です。
- ・ 復興拠点（大川原地区）の職員配置は、職員間の異動にて調整を図ります。
（職員は帰還者の状況により増やしていく予定）



大熊町社会福祉協議会